

無担保フリーローン

(2024年8月1日現在)

1. 商品名	無担保フリーローン								
2. お申し込み いただける方	<p>(1) お申し込み時の年齢が満18歳以上で、最終ご返済時の年齢が満81歳未満の方</p> <p>(2) 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方</p> <p>(3) 安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上ある方</p> <p>(4) ご自宅もしくはお勤め先が沖縄県内にある方</p> <p>(5) 当金庫所定の保証機関の保証を受けられる方</p> <p>※契約社員・パート社員・自営業者の方も一定の条件を満たせばご利用いただけます。 詳しくは窓口にてご確認ください。</p>								
3. お使いみち	<p>・申込人本人または2親等以内の親族のための旅行費用、趣味の費用、結婚費用、葬儀費用、物品・家具・耐久消費財購入費用など生活に必要な費用にご利用いただけます。</p> <p>（事業資金、投機目的資金、負債整理資金にはご利用いただけません）</p>								
4. ご融資金額	・10万円以上、500万円以内（1万円単位）								
5. ご返済期間	・10年以内								
6. ご融資金利	<p>【変動金利型】</p> <p>・貸出金の金利は、当金庫が定める労金無担保貸出基準金利を基準として、毎年2回見直しさせていただきます。</p> <p>・見直し基準日と適用日は以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="406 1310 1468 1400"> <tr> <td>(見直し基準日)</td> <td>(見直し後利率適用日)</td> <td>(見直し基準日)</td> <td>(見直し後利率適用日)</td> </tr> <tr> <td>4月1日</td> <td>⇒ 6月約定返済日の翌日</td> <td>10月1日</td> <td>⇒ 12月約定返済日の翌日</td> </tr> </table> <p>・金利に変動があった場合は、新金利、残元金、貸出期日を加味したうえで、利率変更の都度、返済額を見直します。</p> <p>・新返済額が見直し前の返済額より少なくなる場合は、返済額を変更せずに返済期間を短縮します。なお、当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</p>	(見直し基準日)	(見直し後利率適用日)	(見直し基準日)	(見直し後利率適用日)	4月1日	⇒ 6月約定返済日の翌日	10月1日	⇒ 12月約定返済日の翌日
(見直し基準日)	(見直し後利率適用日)	(見直し基準日)	(見直し後利率適用日)						
4月1日	⇒ 6月約定返済日の翌日	10月1日	⇒ 12月約定返済日の翌日						
7. ご返済方法	<p>・ご返済方法につきましては、以下の2通りからお選びいただけます</p> <p>(1) 元利均等毎月返済 元利金を一定額にして毎月、ご返済いただく方式です。</p> <p>(2) 元利均等毎月・ボーナス併用返済 元利金を一定額にして、毎月とボーナス分（年2回）を併用してご返済していただく方式です。ボーナス返済の割合は、融資金額の50%以内となります。</p> <table border="1" data-bbox="427 1904 1452 2049"> <tr> <td>元利均等返済とは、毎回支払う元利金（元金と利息の合計＝1回あたりの返済額）が一定である返済方式です。返済回数は毎月・ボーナス併用返済の場合年間で、毎月12回、うち2回がボーナス併用月です。</td> </tr> </table>	元利均等返済とは、毎回支払う元利金（元金と利息の合計＝1回あたりの返済額）が一定である返済方式です。返済回数は毎月・ボーナス併用返済の場合年間で、毎月12回、うち2回がボーナス併用月です。							
元利均等返済とは、毎回支払う元利金（元金と利息の合計＝1回あたりの返済額）が一定である返済方式です。返済回数は毎月・ボーナス併用返済の場合年間で、毎月12回、うち2回がボーナス併用月です。									

8. 保証	<ul style="list-style-type: none"> 保証人につきましては、原則不要です。当金庫所定の保証機関（一社）日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。
9. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> 保証料につきましては、当金庫が負担します。
10. 担保	<ul style="list-style-type: none"> 不要です。
11. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> 融資事務手数料は不要です。ただし、融資にかかわる印紙代・振込手数料等はいずれもお客様のご負担となります。また、各種証明書(残高等)発行等の場合には手数料をいただきます。詳しくは窓口にてご確認ください。
12. 苦情処理措置 (ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<ul style="list-style-type: none"> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：沖縄県労働金庫 お客様相談デスク】0120-602-040 お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時（祝日および当金庫の休日を除く） なお、苦情対応のお手続きにつきましては、別途パンフレットをご用意しております。店頭にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.okinawa-rokin.or.jp
13. 紛争解決措置 (第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談デスクまたはろうきん相談所にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 ※移管調停や現地調停はすべての弁護士会で実施しているわけではないのでご注意ください。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談デスクもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時（祝日および当金庫の休日を除く）
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> その他詳しい内容、返済額の試算につきまして、ご希望がありましたら、営業店にお気軽にご相談ください。 なお、ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。